

高松市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により監査を実施したので、その結果に関する報告、意見および措置内容をそれぞれ同条第9項、第10項および第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成14年8月23日

高松市監査委員 花 崎 政 美
同 吉 田 正 己
同 二 川 浩 三
同 野 口 勉

平成14年度財政援助団体監査結果報告等について

第1 財団法人高松市国際交流協会

1 監査の結果に関する報告

(1) 監査の対象および期間

対 象		期 間
団 体	事 務	
財団法人高松市 国際交流協会	平成13年4月1日から平成 14年3月31日に執行した 出納その他の事務	平成14年5月1日から 平成14年6月11日まで

(2) 監査の方法

平成13年度に執行した当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査に当たっては、当該監査対象団体および同団体を所管している総務部秘書課国際交流室から関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。

(3) 財団法人高松市国際交流協会（以下「協会」という。）の概要

ア 設置目的

協会は、高松市、民間団体等と相互連携を図りながら、国際交流事業を効果的、かつ、積極的に推進することにより、高松市の国際都市としての発展に寄与するとともに、世界の人々との相互理解と友好親善を図り、もって市民福祉の向上と世界の平和に寄与することを目的とする。

イ 事務所所在地

高松市番町一丁目11番63号

ウ 組織（平成14年3月31日現在）

役員は19人で、そのうち理事長1人、副理事長2人、常務理事1人、理事13人および監事2人である。

なお、事務局職員は5人である。

エ 実施事業

- (ア) 海外諸都市との国際交流事業の実施
- (イ) 市民の国際交流活動に対する支援事業
- (ウ) 国際交流に関する講演、講座、研修会の実施
- (エ) 留学生、研修生等在住外国人に対する支援事業
- (オ) 国際交流の情報収集、提供

オ 採用している会計基準

公益法人会計基準

カ 基本金および高松市出資額（平成14年3月31日現在）（単位 円）

基本金	高松市出資額
30,000,000	30,000,000

キ 高松市からの補助金の種類および金額（平成13年度）（単位 円）

補助金の種類	金額
協会運営補助金	17,570,000
セント・ピーターズバーグ市姉妹都市提携 40周年記念事業補助金	2,402,000
合計	19,972,000

ク 収支の状況等

(ア) 平成13年度財団法人高松市国際交流協会収支計算書

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで

(単位 円)

科目	予算額	決算額	差異
1 収入の部			
(1) 基本財産運用収入	174,000	183,994	9,994
(2) 基金運用収入	2,537,000	2,735,292	198,292
(3) 補助金収入	22,270,000	19,972,000	2,298,000
(4) 寄付金収入	1,000	0	1,000
(5) 雑収入	86,000	77,452	8,548
当期収入合計(A)	25,068,000	22,968,738	2,099,262
前期繰越収支差額	432,000	1,383,717	951,717
収入合計(B)	25,500,000	24,352,455	1,147,545
2 支出の部			
(1) 事業費	11,684,000	9,542,713	2,141,287
(2) 管理費	13,716,000	13,558,272	157,728
(3) 予備費	100,000	0	100,000
当期支出合計(C)	25,500,000	23,100,985	2,399,015
当期収支差額 (A) - (C)	432,000	132,247	299,753
次期繰越収支差額 (B) - (C)	0	1,251,470	1,251,470

(イ) 平成13年度財団法人高松市国際交流協会貸借対照表

平成14年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
現金預金	1,439,216	
国際交流基金 国際交流基金積立預金	437,530,000	
流動資産合計		438,969,216
2 固定資産		
基本財産 基本財産積立預金	30,000,000	
基本財産合計	30,000,000	
その他固定資産		
電話加入権	234,339	
備品	168,127	
その他固定資産合計	402,466	
固定資産合計		30,402,466
資産合計		469,371,682
負債の部		
1 流動負債		
預り金	187,746	
流動負債合計		187,746
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		187,746
正味財産の部		
正味財産		469,183,936
(うち基本金)		(30,000,000)
(うち国際交流基金)		(437,530,000)
(現金預金および固定資産)		(1,653,936)
負債および正味財産合計		469,371,682

(ウ) 平成13年度財団法人高松市国際交流協会財産目録

平成14年3月31日現在

(単位 円)

科 目	金 額	
資産の部		
1 流動資産		
現金預金	1,439,216	
国際交流基金 国際交流基金積立預金	437,530,000	
流動資産合計		438,969,216
2 固定資産		
(1) 基本財産		
基本財産積立預金	30,000,000	
基本財産合計	30,000,000	
(2) その他固定資産		
電話加入権	234,339	
備品	168,127	
その他固定資産合計	402,466	
固定資産合計		30,402,466
資産合計		469,371,682
負債の部		
1 流動負債		
預り金 源泉所得税等	187,746	
流動負債合計		187,746
2 固定負債		
固定負債合計		0
負債合計		187,746
正味財産		469,183,936

(4) 監査の結果

監査の結果，事務についてはおおむね適正に処理されていたが，別記のとおりその一部に改善を要する事項が認められる。

なお，監査委員の意見を別記のとおり付するものである。

(5) 今回の監査で指摘した事項およびそれに対する措置内容

ア 協会運営補助金における会計年度終了後の補助事業等実績報告書を速やかに提出すべきもの

(ア) 改善を要する事項

高松市補助金等交付規則第8条の規定において，補助金の交付を受けた者は，補助事業の完了の日から起算して20日以内に補助事業等実績報告書に必要書類を添えて，市長に提出しなければならないとしているが，補助事業の完了の日（平成14年3月31日）以後1月以上を経過する5月の監査時点において，同報告書が提出されていないので，協会の運営補助金に係る補助事業について適正な事務処理を指導されたい。

また，当該補助金は，概算払により支出しているので，用務または事件終了後5日以内に精算しなければならないが，精算手続がなされていないので，高松市会計規則第80条の規定に基づき，適正に処理されたい。

協会においては，同報告書を速やかに提出されたい。

(イ) 措置された内容

平成13年度の補助事業等実績報告書については，平成14年4月19日付けで高松市国際交流協会から提出を受け，精算した。

所管部局（秘書課国際交流室）

監査対象団体（財団法人高松市国際交流協会）

イ 支出調書の記載内容を改めるべきもの

(ア) 改善を要する事項

協会の支出調書の件名において，実際の事業費と異なる件名表記となっているものがあり，支出調書の事務処理が不適切となってい

るので改善されたい。

(イ) 措置された内容

支出調書における記載誤りについては、これを削除し、適切な語句を追記した。

監査対象団体（財団法人高松市国際交流協会）

ウ 備品購入における支出科目を備品費とすべきもの

(ア) 改善を要する事項

平成14年3月に購入したパソコンは消耗品費で支出しているが、協会の財務規程第21条に規定する備品であることから、備品費からの支出が適切である。

(イ) 措置された内容

協会の財務規程第21条に規定する備品の購入については、備品費から支出する。

監査対象団体（財団法人高松市国際交流協会）

2 監査委員の意見

(1) 協会の自立化の促進について

協会が国際交流事業を効果的、かつ積極的に推進するためには、協会の自主性を高め、事業運営の効率化を図る必要があることから、高松市は、協会における新たな自主財源の確保や人材育成など、協会の自立化に向けた指導をされるよう望むものである。

所管部局（秘書課国際交流室）

第2 前回までの監査で指摘した事項に対する措置内容等

1 駐車場使用料収入等の按分方法を明確にすべきもの

(1) 改善を要する事項(要旨)

駐車場使用料収入および維持管理費について、高松市と瓦町駅地下駐車場株式会社の按分の算定方法を契約書に明記されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日、平成14年4月12日)

平成13年度「高松市立瓦町駅地下駐車場の管理等の委託に関する契約書」(平成13年4月1日契約)において、駐車場使用料および維持管理費の按分の算定方法について、第9条第2項の条文を追加し、契約書の改正を行った。

監査対象団体(瓦町駅地下駐車場株式会社)

2 会計処理規程等を作成すべきもの

(1) 改善を要する事項(要旨)

高松市文化協会では、拠るべき会計処理規程等を整備しないまま会計処理を行っており、その結果、一般会計と特別会計をあわせた総括表を作成していないなど、協会全体の財政状態が把握しにくいものになっているので、協会に対して、適正な会計処理規程等を作成し、それに基づいて会計処理を行うよう指導されたい。

(2) 措置された内容(措置通知日、平成14年5月10日)

高松市文化協会に対し、会計処理規程等を作成し、それに基づいて会計処理を行うよう指導した結果、平成14年4月30日に同協会から会計処理規程を定めた旨の通知と同書類の提出を受けた。

監査対象団体(高松市文化協会)